

**看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業  
実施団体公募要領**

**令和7年4月**

**厚生労働省**

# 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

## 実施団体公募要領

### 1 総則

2040 年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い更なる在宅医療の推進を図っていくためには、個別の熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があるため、特定行為に係る看護師の研修制度（以下「特定行為研修制度」という。）が平成 27 年 10 月 1 日に施行されました。

特定行為研修制度が開始されてから約 9 年が経過し、当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するため、また、平成 29 年 6 月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、現行の特定行為研修の実施状況や研修修了者の活動の実態とその効果の把握・課題分析等を行う必要があります。

厚生労働省では、看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

#### <参考>

- ・ 特定行為研修修了者数 11,840 人（令和 7 年 3 月現在）
- ・ 指定研修機関数 47 都道府県 462 機関（令和 7 年 3 月現在）

### 2 事業の目的

看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施することにより、特定行為研修制度の円滑な実施及び研修修了者の確保につなげることを目的とします。

### 3 事業内容

#### （1）実態把握・調査等の実施

看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、特定行為研修の受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態の把握及び効果的な研修実施検討のため、以下の事項に関して調査及び検討を行う。

##### ① 特定行為研修修了者数・就業者数等の推計に関する事項

- ・ 病床機能報告等を活用し、現状の病床数や働き方に合わせた特定行為研修修了者・就業者数等を推計
- ・ 上記を踏まえ、審議会等において活用する基礎資料（案）の作成

② 特定行為 38 行為に関する事項

- ・「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令」に記載されている特定行為 38 行為の実態調査及び課題整理
- ・「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令」に記載されている特定行為 38 行為について、省令と学会等に掲載されている特定行為の解釈比較及び行為の新たな解釈案等の審議会等において活用する基礎資料（案）の作成等
- ・各事業社、施設等が実施している共通科目のカリキュラムやシラバス等を調査し、実態把握を行う。また、調査において把握した共通科目のうち、看護基礎教育で実施されている内容との比較をし、共通科目に関する現状の基礎資料（案）の作成等
- ・関係学会等へのアンケート及び必要に応じて、関係学会等へのヒアリング

③ その他特定行為研修制度の推進に必要な事項

①、②について検討する中で、追加で調査等が必要となる事項が生じた場合は、担当課と協議の上、対応すること。

(2) 報告書の作成・提出等

看護師の特定行為研修に係る実態把握・調査及び検討の結果を報告書にまとめ、適宜、指定された期日までに紙媒体（5 部）及び電子媒体（記録媒体は CD とする。）を厚生労働省医政局看護課に提出するものとする。

## 4 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護分野や看護師の特定行為研修について、十分な知見を有し、又はそれに準ずる体制を整えることができ、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式１）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式２）を提出すること。

## （２）業務の遂行

本事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

## （３）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
  - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
  - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
  - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
  - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容
- ④ 収集したデータの提供については、個人情報保護の観点から匿名性に留意して提供すること。

## 5 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和８年3月31日までとする。

## 6 実施団体の選定について

### （１）評価の方法

実施団体の採択については、看護課において応募団体に関する諸条件に該当す

る旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんのでご了承ください。

## （２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

### ① 形式評価

提出された企画書について、看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

### ② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

### ③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募団体に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

### ④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

## （３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

## （４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

## 7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については、厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

## 8 応募方法等

### （1）企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

### （2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

#### ① 提出期間

令和 7 年 4 月 17 日（木）から令和 7 年 5 月 2 日（金）

（必着：余裕を持って送付すること。）

#### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時 15 分を除く。）とします。

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和 7 年 5 月 2 日（金）17 時までにメールにて提出してください。なお、メールの

件名（題名）は必ず「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業企画書」とし、団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたもの（Word 形式及び PDF 形式）と黒塗りしていないもの（PDF 形式）をそれぞれ提出してください。

（提出先メールアドレス）[kango-jigyo@mhlw.go.jp](mailto:kango-jigyo@mhlw.go.jp)

③ 提出書類及び部数

アについては、正本 1 部、副本 1 部とし、副本は団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたものとしてください。

ア 「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業企画書」 2 部

イ 団体等の概要が分かる資料 2 部

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄附行為
- ・団体等の直近より過去 3 年分の財務諸表（写）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2 部

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料 2 部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。「持参」の場合は、8（2）②に記載する問い合わせ先に事前に連絡し、指示を受けてください。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。